

## 基本目標 3-2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

## 基本目標 3-3 一般介護予防事業の推進

### 1 介護保険制度を取り巻く現状と制度改正の背景

#### ◆国における社会保障制度改革

- ・社会保障制度改革の背景
- ・介護保険事業の現状と将来推計  
対象者、認定率の増加に伴い給付費が上昇し、保険料が高額化する。

↓

《介護保険制度の改正》

給付費の適正化により保険料の上昇を抑制  
介護保険制度の維持・存続

#### ◆本市の高齢者の状況及び要支援・要介護認定者の状況

- ・全国同様、要支援認定者は増加傾向にある。  
要支援者が利用する生活支援サービスのほとんどは、介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービスである。

#### ◆新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の概要

- ・後期高齢者がピークとなる 2025 年問題に対応できるように、今から準備する。（利用者の利便性・選択肢の拡大、費用の効率化を図る。）

### 2 現行制度から変わる点

#### ◆市が実施するサービス事業が変わる。

これまで全国一律の介護予防給付サービスだったものを、地域に暮らす高齢者の生活実態・ニーズに応じた、様々な生活支援サービスとして市が提供できるようになることから、高齢者自身の生活に必要なサービスを自ら選択し、組み合わせて利用できるようになる。

#### ◆地域に密着したサービスを利用することで、近隣の住民とのつながりを継続できる。

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、近隣住民との支え合い（互助）が必要。住民主体の通いの場など多様な社会資源を活用することで、地域での生きがいつくり、役割づくり、人と人とのつながりが出来る。

◆窓口での申請方法、手続きが変わる。

利用するサービスの種類によっては、『基本チェックリスト』の実施により生活機能の低下（要支援認定相当）が認められれば、新しい総合事業を利用することができるため、要介護認定が不要になりサービス導入までの時間が短縮される。

= 課題 等 =

介護予防通所介護、介護予防訪問介護は市が実施する新しい総合事業に移行されるが、引き続き、予防給付で提供されるサービスもあり、様々なサービスの組み合わせ・利用のパターンが発生する。そのため、利用するサービス種別によって申請方法・手続き書類が違うなど複雑になり、地域包括支援センターをはじめ、利用者、事業者等、様々な場面で混乱が予測される。

### 3 移行にあたって(案)

◆重要事項

- ・市民、事業者等における現状の認識、制度改正の主旨等の共通認識づくりが必要である。
- ・新しい総合事業の安定的、継続的な仕組みづくり、地域（人）づくりが必要である。

◆市の考え

- ①市民本位、事業者本位の視点で、円滑な移行を推進する。
- ②事務の簡素化・合理化を推進する。
- ③介護予防の推進（早期発見・予防の強化）を図る。
- ④地域特性に応じた多様なサービスを構築する。